

令和4年度 制度の拡充について

広報活動・農的関係人口の拡大《R4～》

【内容】

- 「60 広報活動（多面的機能の増進を図る活動）」が「60 広報活動・農的関係人口の拡大（多面的機能の増進を図る活動）」に拡充されます。

【注意点】

◇多面的機能の増進を図る活動で必須取組としている広報活動の活動項目に、「地域外からの呼び込み」が追加され、支援対象となります。

⚠ 注意！ 『広報活動』について

- ①「51 農村環境保全活動（啓発・普及）『広報活動』」と
②「60 多面的機能の増進を図る活動『広報活動』」の比較

支払名	資源向上支払（共同）	資源向上支払（共同）
活動項目	①農村環境保全活動（啓発・普及） 「広報活動」	②多面的機能の増進を図る活動 「広報活動」
取組番号	51	60
必須の別	必須	必須 (中山間地域等においては任意)
目的	◆農村環境保全活動に対する <u>地域住民等の理解を深めるために実施</u> ◆外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成するために実施	◆本対策の活動に対する <u>多様な主体の参画を促進するため</u> に実施
活動の例	◆組織(集落、構成団体等)で行う勉強会や研修会 ◆話し合いの場の設置 ◆組織内の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新	◆組織内外の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新 ○ <u>地域外からの呼び込み</u> （ボランティア活動の募集等）など

※原則、①における「広報活動」と、②における「広報活動」は、別々に実施しなければなりません。

※1つの広報活動の中で、①②それぞれ明確な違いが対外的に示せる場合は、あわせて実施しても構いません。